別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四条の十三第二項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

（略）	（略）
建設業法	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
内航海運組合法	第三十八条第一項及び第二項（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条及び第五十五条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第二項第二号
不動産の鑑定評価に関する法律	第三十九条第一項
都市再開発法	第二十七条第六項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の十四第二項及び第十九条の十五第二項並びに同条第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十三条第一項及び第三項並びに第百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四条の十三第二項（第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

（略）	（略）
建設業法	第二十六条の十二第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
内航海運組合法	第三十八条第一項及び第二項（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条及び第五十五条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
不動産の鑑定評価に関する法律	第三十九条第一項
都市再開発法	第二十七条第五項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の十四第二項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十三条第一項及び第三項並びに第百四十八条において準用する都市再開発法第二十七条第五項